

山梨県公報

第五百四十六号

令和七年

三月十三日

木 曜 日

目 次

告 示

- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定……………一三
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………一四
- 豚熱の予防注射の実施……………一六
- 土地改良区の定款の一部変更の認可(二件)……………一六
- 道路の供用開始……………一六
- 道路の区域変更……………一六
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………一七
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止……………一七

告 示

山梨県告示第五十二号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第四項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間適用する。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

運行系統名		起点	主な経由地		終点
一 甲府駅～野牛島～御勅使		甲府駅	野牛島		御勅使
二 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園		敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園	

三 敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
四 敷島(営)～グリーンライン～昇仙峡滝上	敷島営業所	グリーンライン	昇仙峡滝上
五 敷島(営)～竜王駅～昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
六 敷島(営)～御所循環～敷島(営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所
七 敷島(営)～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
八 敷島(営)～後屋～山梨医大病院	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院
九 甲府駅～十五所～鰍沢(営)	甲府駅	十五所	鰍沢営業所
十 小笠原下仲町～西野～中央病院	小笠原下仲町	西野	県立中央病院
十一 小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十二 甲府駅～十五所～フォレストモール	甲府駅	十五所	フォレストモール
十三 韭崎(営)～増富温泉郷	韭崎営業所		増富温泉郷
十四 韭崎駅～大草～甲府駅	韭崎駅	大草	甲府駅
十五 韭崎駅～敷島～甲府駅	韭崎駅	敷島	甲府駅
十六 河口湖駅～膳棚、旭日丘～御	河口湖駅	膳棚 旭日丘	御殿場駅

殿場駅			
十七 河口湖駅～市立病院、内野、平野～河口湖駅	河口湖駅	市立病院 内野 平野	河口湖駅
十八 富士山駅～精進湖、富士宮駅～新富士駅	富士山駅	精進湖 富士宮駅	新富士駅
十九 富士山駅～石和温泉駅、御坂トンネル～甲府駅	富士山駅	石和温泉駅 御坂トンネル	甲府駅
二十 河口湖駅～旭日丘～御殿場駅	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅

山梨県告示第五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ症及び結核の発生状況及び動向の把握のため	県内全域	実施区域内で飼育している牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において対象	一 ブルセラ症検査 1 酵素免疫測定法による検査 2 その他必要な検査 二 結核検査 1 ツベルクリン検査 2 その他必要な検査

牛のヨーネ病の発生予防のため	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、北杜市、笛吹市、上野原市及び甲州市並びに西八代郡、南都留郡（富士河口湖町の区域）	一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜	同	一 予備的抗体検出法による検査 二 リアルタイムPCR法による検査 三 ヨーニン検査 四 その他必要な検査
----------------	--	--	---	--

甲府市、 市、南アルプス市、 甲斐市及び中 央市並びに南 巨摩郡、中巨 摩郡及び南都 留郡（富士河 口湖町の区域 に限る。）の 区域					を除く。 。）及び北都 留郡の区域	保健衛生所長の指定 するもの 二 その他飼育している 区域を所管する家畜保 健衛生所長の指定する 牛
一 次のいずれかに該当 する生後六ヶ月以上 の牛で実施区域内で飼 育しているもの 1 搾乳の用に供し、 又は供する目的で飼 育している雌牛で飼 育している区域を所 管する家畜保健衛生 所長の指定するもの 2 種付けの用に供し 、又は供する目的で 飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同 一施設内で飼育して いる牛 4 繁殖の用に供し、 又は供する目的で飼 育している肉用雌牛 で飼育している区域 を所管する家畜保健 衛生所長の指定する もの 5 県外から導入され た牛で飼育している 区域を所管する家畜 保健衛生所長の指定						

牛の伝達性 海綿状脳症 の清浄性維 持及び監視 のため	アカバネ病 の発生予察 のため	馬伝染性貧 血の発生予 察のため	豚熱の発生 予察のため	アフリカ豚 熱の発生予 察のため	
県内全 域	県内全 域	県内全 域	県内全 域	県内全 域	
牛海綿状脳症対策特別 措置法（平成十四年法律 第七十号）第六条第一項 の規定による届出の対象 となる牛。ただし、同条 第二項ただし書に該当す る場合を除く。	実施区域内で飼育して いる未越夏牛で、飼育し ている区域を所管する家 畜保健衛生所長の指定す るもの	実施区域内で飼育して いる馬で飼育している区 域を所管する家畜保健衛 生所長の指定するもの	実施区域内で飼育して いる豚及びいのししで飼 育している区域を所管す る家畜保健衛生所長の指 定するもの	実施区域内で飼育して いる豚及びいのししで飼 育している区域を所管す る家畜保健衛生所長の指 定するもの	二 その他飼育している 区域を所管する家畜保 健衛生所長の指定する 牛
同	同	同	同	同	
一 酵素免疫測定法によ る検査 二 ウエスタンブロット 法による検査 三 免疫組織化学的検査	一 中和反応検査 二 臨床検査	一 寒天ゲル内沈降反応 検査 二 その他必要な検査	一 酵素免疫測定法によ る検査 二 ウイルス学的検査 三 その他必要な検査	一 ウイルス学的検査 二 その他必要な検査	

高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 酵素免疫測定法による検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウイルス学的検査 四 その他必要な検査
腐蛆 ^そ 病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で反復利用可能な蜂房を利用して飼育している蜜蜂	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査 四 その他必要な検査

山梨県告示第五十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施する。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射の方法
豚熱の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において対象家畜を飼育する区域を所管する家畜保健	皮下又は筋肉内注射

衛生所長の指定する日

山梨県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和七年三月五日六郷土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和七年三月五日明野茅ヶ岳土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和七年四月三日まで一般の縦覧に供する。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	横手日野春停車場線	北杜市白州町横手字下川原二〇番二地先から北杜市白州町横手字下川原一番三地利先まで	九・五	令和七年三月十七日

山梨県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和七年四月三日まで一般の縦覧に供する。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 大月上野原線
三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
	新	旧		
上野原市大柵字富士塚五〇九番三地先から 上野原市大柵字大浜一七八番五地先まで	八・〇 九・五	九・五 一〇二・九	一一一・三	一一一・三

四 区域変更の期日 令和七年四月一日

山梨県告示第五十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

急傾斜地崩壊危険区域	
山梨県笛吹市境川町大窪字八窪の区域内の土地のうち、次の一点から 八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の 区域（昭和四十六年山梨県告示第四百三十七号で指定した下大窪に掲 げる土地の区域を除く。）	番号 座標

下大窪						
一点	二点	三点	四点	五点	六点	七点
北緯三五度三十分〇六秒三九二二 東經一三八度三十七分三〇秒一九七三	北緯三五度三十五分〇五秒九六六九 東經一三八度三十七分三〇秒六八四四	北緯三五度三十五分〇四秒五二五六 東經一三八度三十七分三〇秒二六一三	北緯三五度三十五分〇二秒九五五二 東經一三八度三十七分二九秒八〇〇四	北緯三五度三十五分〇二秒八八五七 東經一三八度三十七分二八秒九〇五〇	北緯三五度三十五分〇三秒六八三〇 東經一三八度三十七分二九秒二二〇五	北緯三五度三十五分〇四秒二一九一 東經一三八度三十七分二九秒四六四七
北緯三五度三十五分〇四秒三四三七 東經一三八度三十七分二九秒五四九〇						

公 告

● 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十二条第一項、第七十七条第一項及び第百十五条の九第一項の規定により、次の事業者について指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。
令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 処分をした年月日 令和七年三月三日
二 処分をした事業者の名称等

事業者の名称	事業者の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号
社会福祉法	静岡県富士宮	特別養護老人	南巨摩郡南部	介護老人	一九七〇七

人富士厚生 会	市上井出二〇 二九番地の一	ホーム・ネオ ライフとみざ わ	町二六八八番 三	福祉施設	〇〇四二一
社会福祉法 人富士厚生 会	静岡県富士宮 市上井出二〇 二九番地の一	シヨートステ イ・ネオライ フとみざわ	南巨摩郡南部 町二六八八番 三	短期入所 生活介護 ・介護予 防短期入 所生活介 護	一九七〇七 〇〇四一三

三 処分の内容及び期間

1 処分の内容

平成十四年十月一日付けで指定した介護老人福祉施設、短期入所生活介護及び平成十八年四月一日付けで指定した介護予防短期入所生活介護に係る事業所により行われる新規入所者・利用者へのサービス提供について指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止する。

2 期間

令和七年三月十五日から同年四月十四日まで